



読んでほしいこと。

詳細はこちら



「今」読んでほしいこと

令和8年度から国民健康保険税の税率等が変わります

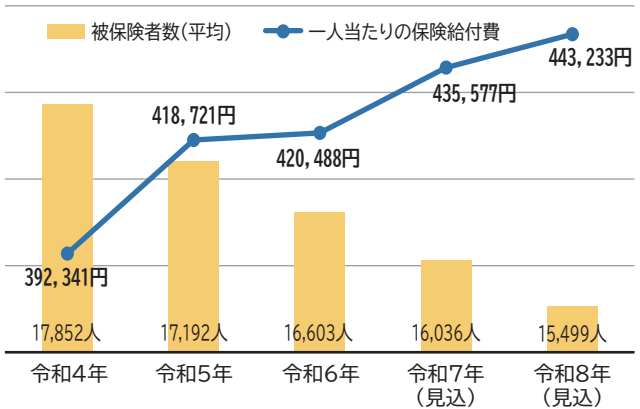
国民健康保険は、国民健康保険加入者（以下「被保険者」）の皆さんに納めていただいた国民健康保険税（以下「国保税」）と国・県からの公費によって運営されています。本市では、国保税率を長年据え置いてきましたが、令和8年度から県が示す標準保険料率を基準として改定していくこととなりました。今回、改定に至った背景や税率などについて詳しくお知らせします。

なぜ国保税率を改定するの？



医療の高度化や被保険者の減少などの影響で、被保険者1人にかかる保険給付費は増加傾向が続いており、本来必要となる国保税も増加しています。本市では、平成21年度に国保税率の改定を行って以来、税率を据え置いてきたため収入不足が発生しており、収入不足分を補うために国保基金を取り崩してきました。しかしながら、このまま税率を据え置いた場合、令和8年度中に基金が枯渇する見込みとなったことから、国民健康保険の安定した財政運営を保つため、令和8年度からは、税率改定を行うこととなりました。

被保険者数と一人当たり保険給付費の推移

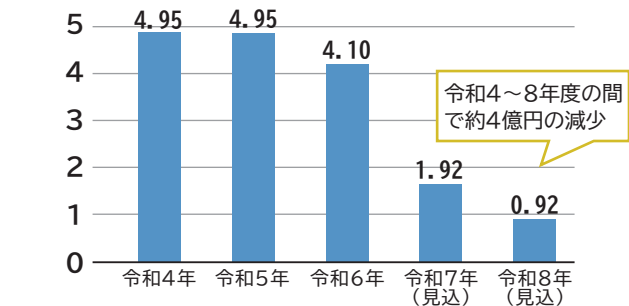


改定の内容は？



全国的にも長崎県全体でも保険給付費の増大、被保険者の高齢化・減少に伴う各市町の保険者小規模化など、安定的な国保事業運営の危機が懸念されています。このため、国や県の方針である保険料統一を見据え、今後は県が示す標準保険料率（※1）を基準として、本市の国保税率の改定を実施していくことに決定しました。

〔大村市国民健康保険年度末基金残高〕



(※1) 国民健康保険の財政運営上、単年度収支均衡が図れる税率の目安

令和8年度の国保税率の改定は、被保険者の急激な負担増を避けるため、見込まれた歳入不足額を全て税金で補うような改定ではなく、国保基金を活用して引き上げ幅を抑制しています。被保険者の皆さんのご負担が増えることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

区分	所得割	均等割	平等割
基礎分(医療分)	8.9%(+0.30%)	27,040円(+4,040円)	21,250円(▲750円)
後期高齢者支援金分	3.23%(+0.23%)	10,770円(+970円)	8,870円(▲1,130円)
介護納付金分	2.47%(+0.27%)	9,940円(+1,440円)	6,000円(据え置き)
新設 子ども・子育て支援金分	0.32%	1,190円(※2)	740円

(※2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者は子ども・子育て支援金分の均等割は全額軽減。
▶ 上記税率で計算されたものは年額となります。計算方法などはP8へ

マイナ保険証と自己負担

高額療養費の計算1

医療費の適正化

交通事故にあったら